

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年11月12日（平成30年（行情）諮問第502号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行情）答申第397号）

事件名：特定課の職員の有休取得の目標，実現の程度が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定課に対する開示請求 職員の有休取得の目標，実現の程度が分かる文書 H29年度」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年7月17日付け30受文科初第1019号により，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書等について

本件開示請求は，本件対象文書についてなされたものである。

特定課においては職員の有休取得の目標を定めていないことから，それに係る行政文書は存在せず，その実現の程度についても同様に存在しないため行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ，審査請求人から，上記第2の2の理由により，不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされたところ。

2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について，特定課では，上述のとおり文書を作成・取得していないため，該当する行政文書が存在しない。

なお，諮問に当たり改めて執務室，書庫等を探索したが，本件開示請求に該当する文書は見つからなかった。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は根拠が無く、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月17日 審議
- ④ 平成31年1月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得していないとして不開示とする原処分を行った。審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文部科学省は、平成27年度から平成32年度末までを対象とする「文部科学省女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための取組計画」を策定し、年次休暇の取得促進に当たっての取組及び最低取得目標を定めており、特定課が属する特定局においても、その促進及び局課ごとの実施状況の把握に取り組んでいるが、特定課独自の有休取得の目標は策定していない。本件開示請求は、その記載から特定課が作成・保有している職員の有休取得の目標、実現の程度が分かる文書の開示を求めるものであるところ、特定課においては、上記のとおり、独自の職員の有休取得の目標を定めておらず、その実現の程度が分かる文書についても同様に存在しないことから、当該請求に該当する行政文書を特定課は保有していない。

イ また、諮問に際し、改めて、行政文書ファイル管理簿及び共有フォルダ内の本件開示請求に関連すると考えられる文書を検索するとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省(特定課)において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司